

## 高崎健康福祉大学と群馬県食品工業協会との 相互連携協力の推進に係る協定書

高崎健康福祉大学（以下「甲」という）と、群馬県食品工業協会（以下「乙」という）とは、相互の連携・協力することに合意し、相互連携協力の推進に係る協定書を次のとおり（以下「本協定」という）締結する。

### （定義）

第1条 本協定において、乙とは、群馬県食品工業協会を構成する会員をいう。

### （目的）

第2条 本協定は、群馬県の食品工業等の振興及び地域社会の活性化と地域社会で活躍できる次世代型人材の育成を基本活動テーマとして、甲と乙が相互に協力可能な食品工業、地域社会等の分野における連携を深めることを目的とする。

### （連携・協力事項）

第3条 本協定は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をする。

- ① 群馬県の食品工業振興・発展及び地域の活性化等に関すること
  - ② 教育及び次世代型人材育成に関すること
  - ③ その他、本協定の目的を達成するために必要と認めて合意した事項に関すること
- 2 前項に規定する事項の具体的な内容については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

### （協議）

第4条 本協定の円滑な運用を図るため、毎年度定期的な協議を行うものとする。  
2 甲と乙の連携担当部署[事務局]は、日常より情報の交換、連携を行うものとする。

### （経費）

第5条 甲と乙とが連携・協力して行う事業に関する経費については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

### （協定の見直し）

第6条 本協定の見直しは、甲又は乙のどちらかから、協定内容の見直しの申し出があった場合、甲と乙とで協議して行うものとする。

### （協定の解釈）

第7条 本協定の解釈に疑義が発生した場合又は本協定に定めない事項が発生した場合は、甲と乙とが協議して解決する。

### （反社会的勢力の排除）

第8条 連携・協力事項の実施にあたっては、反社会的勢力の排除及びコンプライアンスの遵守のほか、社会的責任を果たすための体制を整え、これを相互に尊重し行動する。

### （秘密保持）

第9条 甲と乙とは、連携・協力事項の実施にあたっては、守秘義務のある資料と情報及び個人情報等については、相手方の事前の書面による同意書なしに第三者に開示してはならない。

### （有効期限）

第10条 本協定の有効期限は、協定締結日から1年とする  
2 期間満了の日から30日前までに甲又は乙から協定を終了させる意思表示がない場合は、期間満了の翌日から1年間の自動更新とし、以後同様とする。

### （署名）

第11条 本協定締結を証するための証として、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ署名し、それぞれ1通を保管する。  
なお、本協定書の署名における乙については、代表として群馬県食品工業協会の会長がこれを行うものとする。

令和3年4月1日

甲 群馬県高崎市中大類町37番地1号  
高崎健康福祉大学

学長

須藤賢一

乙 群馬県前橋市亀里町884番地1  
群馬県食品工業協会

会長

市川豊行